

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 三〇七
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 三〇七

公 告

- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 三〇六
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 三〇六
- 一般競争入札を行う件 三〇九
- 落札者を決定した件 三〇九
- 福島県議会 三一一
 - 福島県議会議事事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令 三一一
 - 福島県教育委員会教育長 三一一
 - 一般競争入札を行う件二件 三一一
 - 福島県選挙管理委員会 三一一
 - 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 三三六

告 示

福島県告示第三百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年六月十四日から同年十月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャ

レンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年六月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルトSC城東店 福島県いわき市平字城東一丁目七番三ほか
- 二 変更しようとする事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前九時
(変更後) 午前七時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前八時四十五分から翌日の午前零時十五分まで
(変更後) 午前六時四十五分から翌日の午前零時十五分まで
- 三 変更しようとする年月日
令和六年六月五日
- 四 届出年月日
令和六年六月四日
- 五 届出をした者
株式会社マルト商事

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年六月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡山市熱海町中山字二之綿戸一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (イ) 立木の伐採の限度
 - (ロ) 次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

同	同	同	同	同	同	良区	猪苗代町土地改良区	土地改良事業を行った者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可の年月日	工事の完了年月日
地区	堰第3	町岩弓	猪苗代地区	堰第2	町岩弓	猪苗代地区	堰第1	町土田	猪苗代地区	耕地災害復旧事業(令和四年八月三日から四日発生豪雨災害)	令和四年二月一日	令和六年三月二五日
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。
令和六年六月十四日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

公告第118号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年6月14日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 除雪ドーザⅡ(18t級) 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年3月7日(金)
- (4) 納入場所

ア 福島県南会津建設事務所(福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地の1)

イ 福島県山口土木事務所(福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地)

- (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 令和6年3月8日(金)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が

あり、かつ、確実に納入できること。

(5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年7月9日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和6年7月9日（火）午後5時まで必着とする。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話 024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年6月14日（金）から同年7月9日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年6月26日（水）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年6月26日（水）午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年7月26日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年7月25日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Tractor with Snow Plow2 (18t class) 2 units

- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 26 July 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 25 July 2024
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第119号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年6月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪ドーザ（18t級） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年4月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 落札金額
74,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年3月8日

(入札用度課)